

川村多美男  
議員

## 3ワクチンの無料予防接種の継続を

### 町長 町の独自施策として継続実施を予定

**問** 三種ワクチンの無料接種は二十二年十月から実施されたが、きょうまでの三接種対象者に対する接種の進捗状況はどうか。また、対象者がもれなく接種を受けるため三種ワクチン接種の重要性を促す周知の取り組みについて伺う。三種ワクチンは原則自己負担であるが、自治体と国の助成で無料接種となっていることは、子どもたちがもれなく接種を受けられることから歓迎するが、国の補助事業が二十三年度末で期限切れになるが、国の助成金が無くなった場合も、本町の独自施策として二十四年度も三種ワクチン無料接種を継続すべきと考えるがどうか。現在、子宮頸がん予防、ヒブ（インフルエンザ菌b型）小児用肺炎球菌の三種ワクチンは任意接種（原則自己負担）であり、予防

接種法による定期接種の対象となることが切望される。町長、教育長も管内の町村長会及び教育委員会を通じ、国、厚労省に対し定期接種対象となるよう強く要望すべきと考えるが、町長、教育長の所見を伺う。

## 一般質問

第四回定例会では、七名の議員が十四件の一般質問を行いました。質問と答弁の要旨は次のとおりです。

# 町政を問う

**答**

接種対象者等への周知は新聞折込で行った。子宮頸がんワクチンは対象保護者へハガキで個別周知、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンは新生児訪問や乳児検診で周知している。

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業が99.8%の市区町村で実施されているが、国をはじめ関係機関に予防接種法における定期接種に位置付けを要請していく。



## TPP参加表明後の本町への影響は

黒沼俊幸  
議員

### 町長 酪農全体に大きな打撃を与える

**問**

アジア太平洋経済会議において、参加表明された現在、農 漁業 医療関係、消費者も含め、不安と怒りが頂点に達している。関税をなくす対象外品目は940、農林水産840になつてい

る。米を例にとると現在の関税がなくなると、国産米では現在の三分の二以下で流通するといわれている。特に標茶の基幹産業である乳製品は間違いなく崩壊すると思うが、町長はどの様に考えているか。参加表明後に条約を締結するまでの交渉には時間がかかるがどの様に考えているか。また、時期をみて全町民に呼

びかけ勉強会を行ってはどうか。

**答**

国内世論が賛否拮抗する中で、国民への説明不足は最後まで解消される事なく、国際公約ともたらねない発言を急いだ事は、反対していた者としては残念である。これにより十年以内に関税がゼロになる可能性が極めて高いと言う事で、日本乳業協会は試算の数値を公表している。それによると国内的には、生乳生産がほぼ消滅し、高級牛肉が残ると観測されている。無関税化により 内外価格差が顕在化する事で酪農全体に大きな打撃を与えようとしている。

また、勉強会については、関係団体と協議しながら進め、反対運動は、本町酪農畜産業の生き残りのため、農産物品質強化を機会あるごとに国、道に求めていきたい。



TPP反対釧根集会（釧路にて・11月3日）

問

国の介護保険法改定に伴い、町は平成二十四年度から二十六年までの三カ年の「第五期事業計画」を策定中だが、この中で六十五歳以上の一号被保険者の介護保険料値上げが心配される。

標茶町の介護サービスは、町や介護従事者の努力により一定の成果をあげていると考えるが、しかし、一方、高齢者であり年金暮らしが大部分である一号被保険者の介護保険料がこれ以上値上がりするのはもう限界にきている状況である。

深見 迪 議員

町 長 保険料の上昇をおさえるよう努力したい

介護保険を持続可能な制度とするには、第一に国庫負担割合引き上げが必要であると考える。議会として今後も今まで意見書をあげてきたが、その要求をしつつも同時に、今回取り崩しが可能となった道の財政安定化基金の取り崩しを

要求し、町の介護給付費準備基金を使い、さらに一般会計からの繰り入れもし、できる限り介護保険料の軽減をすべきと考えるが町長の所見を伺う。

今回の国の介護保険法改定では、今までよりさらに不十分なサービスに低下していく可能性は否定できない。標茶町が築き上げてきた介護福祉の水準をこの改定によって引き下げることがあつてはならないと考えるがどうか。

答

介護保険料の改定については、利用者数が増え、介護保険料の改定は避けられない状況だが、保険料の上昇については、できるだけおさえるよう努力したい。

介護サービスについては、標

茶町が築きあげてきた福祉サービスの基盤は、維持していきたい。



楽しく運動

本多 耕平 議員

権限の移譲をすみやかに進めるべき

町 長 事務量が増える事から現状では難しい

問

行財政改革、地方分権の確立の一環として地方分権一括法が成立してから十年以上が経過した。その内容は、国の事務は都道府県に、道の権限は市町村に移譲するというものである。

道は、地域のことは地域で決めることができる「地域主権型社会」構築をめざし、市町村に事務権限を移譲し、現在、積極的に権限の移譲を受けている自治体が数多くある。

本町も努力していると思われるが、町民にとっては、道が権限を移譲しても良いと言っている「身近な町農業委員会」に権限移譲を願うのは当然のことと考える。積極的に権限

移譲を受け、町民に対しよりスピーディーに利便性を高めるべきである。以上のことからつぎの権限の移譲を早急に受けるべきと考えるが見解を求める。

(一) 農地法第四条、第五条、許可に係る事務

(二) 農業振興地域整備に関する法律、開発行為許可等に係る事務

(三) 砂利採取法許可に係る事務  
(四) 文化財保護法、埋蔵文化財保護のための事前協議

答

道州制における基礎的自治体の姿が明確になっていない中、行政改革を進めている本町にとって、事務量が多く、専門的知識を必要とする事務権限を受けることは、現状難しいと考える。

農地法第四条、第五条許可、農業振興地域の整備に関する法律の開発行為許可事務については、広域的観点での判断が求められる。的確に対応するには農業委員会の体制充実是不可欠である。

埋蔵文化財保護のための事前協議については、権限委員会の必要性を認めていない。



役場庁舎内



スポーツ少年団大会遠征に町有行事バスの利用を

長尾式宮 議員

町長 町有行事バス・行事利用車両補助金で対応

**問** 現在、各スポーツ少年団の大会遠征総数は年間80回を超えている。

出場機会の増加・少子化による大会の広域化に伴い、人的にも経済的にも保護者・指導者の負担が多くなってきているのが実情である。少年団によってはほとんど大会には現地集合の方法を取らざるを得ず、大会出場には保護者の送迎が不可欠な状況が常態化している。場合によっては出場機会を逃してしまうケースもあると聞いている。また、個々での集合となると交通安全面でも保護者・指導者の精神的負担は大きなものとなっている。

出場機会の平等化を図るため、移動時の安全確保の観点から町有バス利用の拡大が望まれている。町有行事バスの使用許可範囲・使用基準の見直しの検討はその後どのようにされたのか伺う。

**答** 町有行事バスの利用を少年団活動にも適用をして

いる。また、使用許可範囲、使用基準の見直しについて、平成十八年より町教育委員会、社会福祉団体、町内小中学校行事に限定していた使用要綱を要望の多かった町内会、地域会、高齢者団体、社会教育認定団体まで拡大した。それにもない社会教育認定団体であるスポーツ少年団の利用も可となっている。



利用団体数の拡大により年間一団体一回程度の利用となるが、利用に関して本町の振興上さらに必要と認められる場合もある。

また、行事利用

車両補助金や遠征に関する補助もあるのでそれぞれで対応していきたい。

新しい移住・交流モデルによる地域活性化を

熊谷善行 議員

町長 地域の活性化に努める

**問** ①移住促進関係機関等への情報提供による本町への移住や問い合わせの状況について聞く。

②総務省「緑の分権改革」調査事業において、新しい

移住・交流モデルとして企

業との連携による 転地型テレワーク事業」が他町に

おいて採択された。これは都市企業と市町村の新たなマッチングスタイルとしてお互いのニーズ効果において、多くのメリットと地域の活性化につながるかと考える。

その例と考えるが、新しいスタイルの事業についてどのような考えがあるのかを伺う。

**答**

森林と農地の地域区分と、これまで課題となっていた箇所について、全町的な見直し精査を進め、早い時期に本町農業振興に必要な土地を適切に区分したい。

情報通信技術を活用し、会社以外の場所で会社業務を推進する柔軟な形態と働き方は、ワークライフバランスやワークシェアの実現、災害等へのリスク分散などの企業価値の向上のほか、都市部からの人材の転入やネットワークの活用による起業創出など、地域の活性化につながる研究を進め企業誘致や企業進出情報にアンテナを高く掲げ、町のPRを進めたい。

本町には(株)インスマタル社の事業所が

問

三月十一日に発生した東日本大震災から九カ月が経ち被災地復興への道のりは遠く、特に東京電力福島第一原子力発電所では今だ高レベルの放射能の放出が続き、又あらたに高濃度の汚染水が海中に流れ出た恐れが判明するなど事故の収束は見通しがつかない。

鈴木裕美 議員

東日本大震災の被災地における汚染がれきの受け入れについて

町長 現状では受け入れは困難

震災によるがれき処理、中でも放射能に汚染されたがれきは安全に処理する方法もない。福島の痛みを日本全体で分かち合う事は理解する。しかしこの地域を放射能で汚すことはできない。町長は受け入れについて町民と議会の意見を聞き判断すると言われているが釧路広域連合は受け入れを拒否との報道があり、釧路管内消費者協会による北のくらしセミナーでも受け入れに反対する決議が行われた。当議会でも「放射性がれきを他の都道府県に移動し、焼却処

分をしない事を求める意見書」を出しているが、住民の健康に重大な影響を及ぼす危険性がある汚染がれき受け入れについて町長の考えを聞く。

答

国の責任を明確にし、安全の確保や正確な情報の提供を講ずる措置を求めるとともに、北海道として広域処理に関する基準を定める事、受け入れに係る運搬経路、周辺自治体及び関係団体等に対する合意形成は国及び道の責任で行うことなどの条件整備が必要である。被災地を支援したい気持ちはあるものの現状においては受け入れは困難である。

条件整備され、具体的な要請があった段階で、町議会や住民の意見を聞きながら判断したい。



その他の一般質問

川村多美男 議員

公立学校の防災機能の向上について

問

大規模地震発生時、児童生徒と職員的安全確保が第一であり、教職員室や体育館等の非構造部材の地震時に備えた落下・転倒防止の点検、避難訓練の実施等、安全対策を講じることも必要と考える。又、災害時ライフラインが被災した場合、トイレ、水、電気、ガス、情報伝達手段等の機能保持の対策や太陽光パネルを設置し災害時の電源対策も必要ではないか。避難住民が長期に亘る避難所生活をする場合は、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄や学校敷地内に備蓄倉庫を整備する等の対策も必要ではないか。

答

災害時のライフラインの確保は避難所として設定した場合、災害協定をむすんでいる事業体や町、関係機関等と連携する中、確保対策構築が現実的である。



塘路小中学校の太陽光パネル

太陽光発電は貴重な提案と受け止めるが、施設整備総体との関わりから十分な検討が必要と考える。生活必需品の備蓄は災害防災協定を締結の中で検討したい。要援護者対応は長期の場合、保険・医療機能が対応可能な施設での受け入れを行う等すみ分けが必要と考える。

川村多美男 議員

水質源保全地域における届け出制度の導入について

問

道は（仮称）北海道水資源の保全に関する条例制定に